

平成27年7月7日

仙台市長 奥山恵美子 殿
障害者施策推進協議会 委員長 阿部一彦 殿

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会
(条例の会仙台) 代表 杉山裕信
住 所 仙台市太白区長町1丁目6-1(CILたすけっと気付)
電話番号 022-248-6054

「障害者の差別解消に関する条例」をつくるにあたっての要望書

謹啓 貴殿におかれましては、平素より障害者福祉へのご尽力に感謝申し上げます。

さて、ご存じのとおり、当会では「障害者の差別解消に関する条例」の制定について協議されている、仙台市障害者施策推進協議会を継続的に傍聴しております。

6月23日に行われた協議会では、相談支援体制のあり方など、少しずつ重要な議論となっているように感じておりますが、まだまだ議論が深まっておられません。

一方で、議論のペース及び委員の皆様のご発言を通じて、幾つかの懸念もありました。障害者の差別をなくし、生まないという共通の願いと目的のために、下記の提案について要望させていただきます。

宜しく願い申し上げます。

謹白

記

1. 議論の進め方について

6月23日の協議会においては、相談支援体制のあり方が主な議題となりました。今回の協議会においても協議しているものですが、結論が出ず、次回協議会へ持ち越しとなっております。

今後の日程とテーマを考え合わせると、来年4月施行には議論が間に合わないのではないのでしょうか。このままでは、議論がまとまらず、時間切れで結局は、私たちの意見を取り入れてもらえないのでしょうか。それでは、協議会の委員ですら、自分たちが責任をもって条例を作ったのだという意識すら持てないと思います。協議会における議論が深められないのを危惧しております。

条例の会としては、条例制定に向けた施策推進協議会での奥山市長の発言の「一般の方々を巻き込んで」「共に作っていく“プロセス”が大切」「時間がかかっても、じっくり議論」を踏まえ、場合によっては検討の期間の延長も視野に入れ、内容の検討が不十分にならないようにすることを改めて要望いたします。

また、示されている論点の他、少なくとも次の項目については、協議会として方向性を示す必要があると考えます。

- (1) 条例の実効性をどう担保するのか
など

罰則に関しても、実効性を担保する一つの方法として考えられるのかという文脈の中で検討されるべきだと思います。勧告、公表、さらに罰則はどうか、ということだと思います。なお、差別の定義については、直接差別、間接差別（合理的配慮の欠如）ということで整理するのがわかりやすいと思います。

2. 議論の時間について

「1. 議論の進め方について」とも関連しますが、各議論の時間の長さの問題を含めて、委員間の議論の時間をもっと確保できないのでしょうか。32名という人数で、困難も承知しております。4月協議会では若干のやり取りはありましたが、討論というかたちにはなっておりません。3月会議で行った「委員意見」を事前に書面提出するなどの方法も含めて、各委員の発言の保障を基本に据えたこれまで以上に議論の機会・時間を確保してください。

また、議論の内容が難しくなってくると、せっかく協議会に出ているのに、一言も話ができずに帰られる方が増えています。そのサポートや協議会が終わってからのフォローアップは、協議会の前後に事務局が個別に伝えていくことも必要だと思います。

3. 「論点の整理」(案) について

5月の協議会資料から出てきている「論点の整理」(案) について、6月の協議会で私どもが質問で高橋課長に確認したところ、「これが中間素案の素案である」と言っていました。しかし、この「論点の整理」(案) 自体が、協議会で確認されたものではないので、1項目1項目について議論していかなければならないと思います。ですので、委員の皆さんから意見を集めて事務局が整理して終わりというのではなく、様々な意見はあるが協議会としてはどの方向でまとめるのか話し合う必要があると思います。

以上